

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和 6 年 3 月 5 日

収支等命令者
佐賀県 県民環境部
くらしの安全安心課長 大野 純子

1 業務内容

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 佐賀県ニセ電話詐欺及び SNS 等を利用した詐欺被害防止広報啓発事業業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで |
| (4) 委託契約額の上限 | 金 6,056,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする |

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

〈単独事業者の場合〉

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務と同種又は類似の業務実績を実施した実績を有していること。

有すること。

(7) 緊急の打合せが必要な時に、迅速に対応できること。

<複数事業者による共同事業者の場合>

(1) 全ての構成員が上記<単独事業者の場合>の(1)から(7)までの条件を満たすこと。

共同事業者と契約を行う場合は、共同事業者の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業者の構成員全てが負うこととする。

(2) 全ての構成員は、ほかの共同事業者の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 手続等に関する事項

(1) 担当課 佐賀県県民環境部くらしの安全安心課地域安全担当

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59 (佐賀県庁旧館 1 階)

電話 0952-25-7060

ファックス番号 0952-25-7327

電子メールアドレス kurashianzen@pref.saga.lg.jp

(2) 募集方法

県ホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

4 事前説明会の日時及び場所

事前説明会への参加は、本件プロポーザルに参加するための必須条件としはしない。

(1) 日時 令和6年3月15日(金曜日)13時30～

(2) 方法 Web 会議システム「WebEX」によるオンライン開催

①参加申込の後、県から Web 会議システムへのアクセス方法などを記載した案内メールを送付する。

②①のメールでの案内に従い(1)で指定した時刻に県の Web 会議システムにアクセスし、参加する。

(3) 参加申込

①申込方法:メール

メールの宛先: kurashianzen@pref.saga.lg.jp

②記載内容

表題: 事前説明会参加申込

本文: 業者名、担当部署名、参加者名、電話番号、メールアドレス

③申込期限

令和6年3月14日(木曜日)17時

5 質問の受付

当該プロポーザルの仕様等に関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ次により提出すること。

(1) 提出期限 令和6年3月22日(金曜日)17時

(2) 提出先 佐賀県くらしの安全安心課 地域安全担当

(3) 提出書類 質問書(様式1)

(4) 提出方法 持参、郵送、電子メール、ファックス(期限内必着)

※電子メール及びファックスでの提出は、送信後に着信確認の電話をすること

(5) 回答 原則、プロポーザル参加者全員に質問と回答内容を共有する。ただし、質問内容が提案予定の企画に密接に関係する場合は、共有しない場合もある。

6 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、提出し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和6年3月27日(水曜日)17時
- (2) 提出先 佐賀県くらしの安全安心課 地域安全担当
- (3) 提出書類 ① プロポーザル参加資格確認申請書(様式2-1)

② 実績書(様式3)

※共同提案の場合

① プロポーザル参加資格確認申請書(様式2-2)

② 実績書(様式3)

※記載した内容が確認できる書類(契約書の写し等)も添付すること

③ 共同事業体協定書等の写し(別紙の記載例を基に作成すること)

- (4) 提出方法 持参、郵送、電子メール(期限内必着)

※郵送や宅配の場合は、配送事故防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

※虚偽の掲載をした参加資格者確認申請書等は無効とする。また参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加資格申請書等は無効となる。

※提出書類により参加資格要件の適否を確認し、令和6年4月5日(金曜日)までにその結果を通知する。

7 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年4月10日(水曜日)17時
- (2) 提出先 佐賀県くらしの安全安心課 地域安全担当
- (3) 提出を求める書類

ア 提案書 各7部(様式任意・カラー)※提案書には下記の内容を含めること。

① 企画提案

② 進行管理に対する提案(工程表を含む)

③ 体制及び要員に関する提案(業務実務体系図、責任者等の明記)

イ 見積書 各7部(様式任意、原本1部、コピー6部)

※見積書に記載する金額は、契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とし、積算内訳を明記すること。

- (4) 提出方法

持参又は書留郵便や宅配便など受領確認ができる手段により送付し、上記の締切時刻までに必着のこと。

8 プレゼンテーション(審査会)の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年4月19日(金曜日)
- (2) 場所 佐賀県庁旧自治会館5号
- (3) 持ち時間 1事業者当たりプレゼンテーション15分以内、質疑応答5分以内を予定(参加者数により変更となる場合がある)

※プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。

※参加申請者が多数の場合、別に定める評価基準に従い企画提案書の事前審査(書類選考)を行い、プレゼンテーションの参加者を決定する。

※プレゼンテーションの実施にあたって、県のWEB会議システムを使用しインターネットを介して行う場合がある。その場合は参加者へ別途連絡する。

9 結果の通知及び仕様書協議

令和6年4月23日（火曜日）までに、書面によりすべての参加者に対し通知し、県のホームページで契約者の相手方、評価項目等を公開する。

なお、決定したものと仕様書協議を行い、改めて見積書を徴収し、随意契約を行う。

10 評価に関する事項

- (1) 審査員は、別紙の「評価基準」（配点入り）に従い審査を行い、審査会において、各審査員が最優秀とした数が最も多い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀者が複数ある場合は、評価点の合計を踏まえ審査員の協議のうえ、審査会長が決定する。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合及び添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。最優秀者の合計点が、評点総計の6割に満たない場合は、再度企画公募を行うこととする。

11 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が整った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

12 契約に関する事項

- (1) 契約保証金
 - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
 - ウ 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。
 - (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない場合。
- (2) 審査会において最優秀提案者とした者を、本業務に係る随意契約候補者として特定する。ただし、次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次順位者を契約候補者として再特定する。
 - ア 契約候補者の参加資格確認申請書等が無効となったとき
 - イ 契約候補者が本業務の契約締結を辞退したとき
 - ウ その他の事由により契約候補者との契約締結が不可能となったとき
- (3) 委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務等の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承認を得ること。

13 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が行った場合
- (2) 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- (3) 見積書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

- (4) 1人で2以上の提案をした場合
- (5) 代理人でその資格のない場合
- (6) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- (7) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

14 プロポーザル手続きの中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続きを中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- (1) 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続きを公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、本手続きを行なうことができないとき。

15 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

16 その他

- (1) 提出する企画案は参加者1社につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (2) プロポーザルに係る経費はすべて参加事業者の負担とする。提出された書類等は返却しない。
- (3) 企画に際しては、委託先として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (4) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に管理すること。
- (5) 企画提案用に佐賀県から提供されたデータ等は、佐賀県の許可なく当該作業以外の目的で使用してはならない。
- (6) 当該プロポーザル参加資格確認申請書を提出した後に辞退する場合は、速やかに問い合わせ先まで連絡するとともに、辞退届(様式4)を提出すること。
- (7) この公示に掲げる手続は、令和6年2月の議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。